

指定緊急避難場所と指定避難所(笠岡市・地区)について

2021. 12. 14
防災士 藤井一男

改正災対基本法(H25. 6改正)

	指定緊急避難場所(法49条の4)	指定避難所(法49条の7)
考え方	災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に <u>その危険から逃れるための避難場所として、異常な現象の種類毎に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所</u>	災害の危険性があり避難した住民等を危険がなくなるまで <u>必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設</u>
基準	<p>◇<u>異常な現象</u>(施行令第20条の4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水、崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事他 <p>◇<u>津波</u>(施行令第20条の3)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①津波から安全な区域内にある高台等 ②安全な区域外のある施設は、避難者 受入に適切な規模で、津波で支障のない構造かつ想定水位以上の高さに避難スペースがある施設(津波避難ビル等) 	<p>◇<u>避難所の基準</u>(施行令20条の6)</p> <p>以下の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者を滞在させるための必要かつ適切な規模 ・被災者を受入、又は生活関連物資を配布できる ・想定される被害の影響が比較的少ない ・車両等による輸送が比較的容易
指定	<u>異常な現象毎に</u> 、市長村長が指定	<u>異常な現象を限らず</u> 、市長村長が指定
指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる(法第49条の8)		

笠岡市地域防災計画(R3. 3改正)

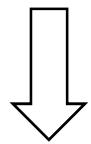
	指定緊急避難場所	指定避難所
笠岡市の定義	施行令で定める安全性等に基準に適合する施設又は場所であって災害が発生、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のため立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるため緊急的に避難する避難先	施行令で定める規模、構造等基準に適合する公共施設であって被災者が一定期間滞在する場所
指定	金浦地域 : 金浦小学校、金浦中学校、金浦公民館、ようすな会館	

	笠岡市指定緊急避難場所	笠岡市指定避難所
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者が夜間等不在時、に開設ができない ・指定されていつが開設・運営の住民周知がない ・緊急避難場所の開設の実績はない ・地震、大規模火災等の大規模な緊急避難場所の指定がない 	※全ての公共施設を指定されている理由は？ <ul style="list-style-type: none"> ・適切な規模でない金浦公民館(100人)、ようすな会館(30人)が指定されている ・笠岡市だけでは開設・運営ができない ・避難所が遠いと住民が迅速かつ安全に避難でき難い

笠岡市指定避難場所の『補完的な避難施設を地域が指定』、笠岡市と連携を図り、「自主的に避難所を開設・運営」

	地区指定緊急避難場所	地区指定避難所 【呼称:「届出避難所」(案)】	地区の防災拠点
考え方	地域的、突発的な危険性が迫った場合、或いは地震等発災時における緊急的・一時的に身の安全を守るため、地域として避難場所を指定	地域で、笠岡市指定避難場所の補完的な避難施設として指定、笠岡市と連携し、自主的に避難所を開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶大規模な地震や広域的な被災時等 <ul style="list-style-type: none"> ①避難所として自主的に開設・運営(公民館は約100人収容) ②東広場を避難スペースで活用 ▶地域完結型の備蓄保管庫を併設・食料と物資等を確保、避難者配布 ▶地域の災害対策支援本部を設置 ▶金浦地区まち協防災部会が拠点指定 ▶金浦公民館は笠岡市指定避難所
指定	異常な現象毎に各地区自主防災会長が指定	異常な現象を限らず各地区自主防災会長が指定	
	各地区の安全な広場、公園、境内等	各地区の集会所等コミュニティ施設(複数可)、※ようすな会館(30人)	
		地区の災害対策本部を設置	

【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ・地区指定避難場所の「ようすな会館」(地域が管理)は笠岡市指定避難所 ・地域の防災拠点の「金浦公民館」は笠岡市指定避難所 	
------	---	--



- 笠岡市地域防災計画の改訂(提言)
1. 笠岡市指定緊急避難場所・指定避難所の定義と指定施設の見直し…案:金浦地域は中学校
 2. 地区指定緊急避難場所・指定避難所「届出避難所(仮称)」の定義等の盛り込み
 3. 指定避難所設置マニュアル策定と指定避難所毎に避難所運営マニュアル作成の削除(検討)

施設不良で使用できない場合は代替避難所
・金浦中学校(案)